

宗像市郷土文化学習交流館協議会 委員名簿 (案)

任期：平成26年10月1日～平成28年9月30日

	区 分	氏 名	新任再任	役 職 等
1	学校教育及び社会 教育の関係者	樋田 京子	新任	太宰府市教育委員会教育委員
2		藤 周作	再任	玄海小学校主幹教諭
3	家庭教育の向上に 資する活動を行う 者	牟田 貴美子	再任	自由ヶ丘コミュニティ運営協議会 青少年育成部会会長
4	学識経験者	亀井 輝一郎	再任	福岡教育大学 名誉教授
5		河窪 奈津子	再任	宗像大社神宝館学芸員
6		藤本 幸男	再任	東海大学福岡短期大学教授
7	市民代表	花田 純一	再任	玄海地区コミュニティ運営協議会長
8		園元 かをり	再任	市民ボランティア (地域学芸員)

下線が新任。

旧任

任期：平成24年9月1日～平成26年8月31日

1	学校教育及び社会 教育の関係者	菊川 律子	九州大学理事
---	--------------------	-------	--------

○宗像市郷土文化学習交流館条例（抜粋）

（協議会）

第7条 交流館の運営に関し必要な事項を審議するため、宗像市郷土文化学習交流館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、8人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 市民代表
- 4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○宗像市郷土文化学習交流館条例施行規則（抜粋）

（協議会）

第9条 条例第7条に規定する宗像市郷土文化学習交流館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長1人を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 5 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 6 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 7 協議会の庶務は、市民協働・環境部郷土文化交流課において処理する。
- 8 前各号に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。